

○公営企業の設置等に関する条例

改正

(昭和四十九年三月三十日
宮城県条例第八号)

昭和五〇年	三月一九日条例第三号	平成	五年一〇月二五日条例第三〇号
昭和五一年	四月一日条例第四一号	平成	六年三月二九日条例第六号
昭和五一年	七月二四日条例第四三号	平成	六年七月一三日条例第二四号
昭和五二年	七月二九日条例第二一号	平成	六年二月二二日条例第三六号
昭和五四年	三月二〇日条例第三号	平成	七年三月一七日条例第一一号
昭和五四年	〇月二九日条例第二五号	平成	七年一〇月二二日条例第三九号
昭和五五年	三月二四日条例第三号	平成	八年三月二八日条例第六号
昭和五六年	七月一八日条例第一五号	平成	九年三月二六日条例第一一号
昭和五七年	三月三〇日条例第二号	平成	二年三月二八日条例第四号
昭和五七年	二月二五日条例第三〇号	平成	三年三月二三日条例第五号
昭和五九年	二月二五日条例第三二号	平成	三年一〇月二二日条例第五〇号
昭和六一年	一〇月一三日条例第二四号	平成	四年三月二七日条例第二号
昭和六二年	三月二五日条例第六号	平成	四年一〇月二一日条例第五九号
昭和六二年	〇月七日条例第二二号	平成	五年三月二〇日条例第五号
昭和六三年	二月一五日条例第一号	平成	五年三月二〇日条例第一六号
昭和六三年	七月一九日条例第一六号	平成	七年三月二五日条例第七号
平成	元年二月二八日条例第五号	平成	七年三月二五日条例第三七号
平成	元年二月二八日条例第七号	平成	七年七月一四日条例第九二号
平成	元年一〇月二一日条例第三四号	平成	七年二月二二日条例第一七〇号
平成	二年七月一六日条例第一六号	平成	八年三月二三日条例第一九号
平成	四年三月二七日条例第一三三号	平成	一〇年三月二五日条例第二二号
平成	五年三月三〇日条例第七号	平成	二一年一〇月九日条例第五九号

公営企業の設置等に関する条例をここに公布する。

公営企業の設置等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）の規定に基づき、別に定めるもののほか、県の経営する企業（以下「公営企業」という。）の設置、経営の基本等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公営企業の設置)

第二条 県は、公営企業として、次の各号に掲げる事業を設置する。

- 一 水道用水供給事業
- 二 工業用水道事業
- 三 地域整備事業

(平八条例六・平九条例一一・平二〇条例一〇八・一部改正)

(経営の基本)

第三条 公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、産業の振興を図り、県民の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道用水供給事業の用に供する施設の名称、給水対象及び一日の最大給水能力は、次のとおりとする。

名称	給水対象	一日の最大給水能力
大崎広域水道	栗原市、大崎市、加美町、涌谷町、美里町、大和町、大郷町、富谷町、松島町及び大衡村	十二万立方メートル
仙南・仙塩広域水道	仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町及び富谷町	五十五万三千三百立方メートル

3 工業用水道事業の用に供する施設の名称、給水区域及び一日の最大給水能力

力は、次のとおりとする。

名称	給水区域	一日の最大給水能力
仙塩工業用水道	仙台市、塩釜市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、大和町及び富谷町	十万立方メートル
仙台圏工業用水道	仙台市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町及び利府町	十万立方メートル
仙台北部工業用水道	大崎市、加美町、大和町及び大衡村	六万立方メートル

4 地域整備事業の対象区域は、県内の全域とし、その施行箇所、施行規模、貸付けの対象等は、その都度予算で定める。

(昭五〇条例三・昭五一条例四三・昭五五条例三・昭六二条例二二・昭六三条例一・平六条例六・平八条例六・平九条例一一・平一三条例五〇・平一五条例五・平一五条例一六・平一七条例三七・平一七条例一七〇・平一八条例一九・平二〇条例一〇八・一部改正)

(法の適用)

第四条 法第二条第三項の規定により、地域整備事業に法の規定の全部を適用する。

(平八条例六・平九条例一一・平二〇条例一〇八・一部改正)

(組織)

第五条 法第七条ただし書の規定により、第二条各号の事業を通じて管理者一人を置く。

2 法第十四条の規定により、前項の管理者の権限に属する事務を処理させるため、企業局を置く。

(料金)

第六条 水道用水供給事業又は工業用水道事業（以下「水道事業」という。）の施設を利用する者からは、料金を徴収する。

2 水道用水供給事業に係る料金は別表第一、工業用水道事業に係る料金は別表第二のとおりとする。

(昭五〇条例三・昭五一条例四一・昭五一条例四三・昭五四条例二五・昭五五条例三・平元条例三四・平八条例六・一部改正)

(手数料)

第七条 水道事業において、給水施設の新設、増設若しくは改造のため自己の提供する材料について管理者の検査を受ける者又は給水施設に異常があると認めて管理者の検査を受ける者からは、手数料を徴収する。

2 手数料の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 1 材料検査料 材料の価格の百分の一の範囲内で管理者が定めた額
- 2 給水施設異常検査料 適正な原価を基礎として管理者が定めた額

(延滞金)

第八条 水道事業に係る料金（以下「水道料金」という。）又は手数料の納入義務者が当該料金又は手数料を納期限までに納入しなかったときは、当該未納金額にその納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する金額を延滞金として徴収する。

(昭五四条例二五・一部改正)

(納入方法)

第九条 料金、手数料及び延滞金の納入方法は、管理者が別に定める。

(水道料金等の減免)

第十条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道料金、手数料又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

- 1 災害その他やむを得ない事情により給水の制限又は停止をしたとき。
 - 2 公益上の理由その他特別の事情により管理者が必要と認めたとき。
- (重要な資産の取得及び処分)

第十一条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない資産

の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が七千万円以上の不動産（信託の場合を除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産の買入れ若しくは譲渡又は七千万円以上の不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（昭五一条例四三・昭六一一条例二四・一部改正、平八条例六・旧第十二条線上、平一七条例九二・一部改正）

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第十二条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第八項の規定により、公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が二百万円以上である場合とする。

（平八条例六・旧第十三条線上、平一四条例五九・一部改正）

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第十三条 法第四十条第二項の条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が七千万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が五百万円（自動車（自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二条第一項に規定する自動車をいう。）の事故による損害賠償の額の決定については、当該決定に係る金額が一件につき自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第二条第一項第一号イに掲げる金額）を超えるものとする。

（平八条例六・旧第十四条線上）

（業務状況説明書類の提出）

第十四条 管理者は、法第四十条の二第一項の規定により、毎事業年度、四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載する

とともに、十一月三十日までに提出する書類には前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに提出する書類には同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を明らかにする書類を添付しなければならない。

一 事業の概況

二 経理の状況

三 前二号に掲げるもののほか、経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

（平八条例六・旧第十五条線上）

（過料）

第十五条 詐欺その他不正の行為により料金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

（平八条例六・旧第十六条線上、平二二条例四・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

（宮城県開発局設置条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 宮城県開発局設置条例（昭和四十二年宮城県条例第二十二号）

二 水道企業の設置等に関する条例（昭和四十八年宮城県条例第三十号）

三 工業用地等造成事業の設置等に関する条例（昭和四十五年宮城県条例第二十号）

四 有料道路管理事業の設置等に関する条例（昭和四十六年宮城県条例第二十四号）

（給水の開始時期）

3 第一項の規定にかかわらず、大崎広域水道、仙南・仙塩広域水道及び仙台

圏工業用水道に係る給水は、規則で定める日から開始する。

(仙台圏工業用水道に係る規則で定める日||昭和五十一年一〇月一日)

(大崎広域水道に係る規則で定める日||昭和五十五年四月一日)

(仙南・仙塩広域水道に係る規則で定める日||平成二年四月一日)

(昭五一条例四三・一部改正)

(経過措置)

4 この条例の施行前にこの条例による廃止前の水道企業の設置等に関する条例及び有料道路管理事業の設置等に関する条例の規定に基づいてなされた処分その他の行為は、この条例の相当の規定に基づいてなされたものとみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

別表第一（第六条関係）（昭五四条例二五・追加、平元条例七・平元条例三四・平五条例

三〇・平七条例三九・平九条例一一・平一二条例四・平一七条例七・平二二条例五
九・一部改正）

水道用水供給料金

種類	基本料金の額 （基本水量一立方メートルにつき）	使用料金の額 （給水量一立方メートルにつき）
施設		
大崎広域水道	月額 九六九円	七〇円
仙南・仙塩広域水道	月額 一、一五六円	六〇円

備考

- 一 水道用水供給料金は、基本料金と使用料金の合計額とする。
- 二 基本料金の額及び使用料金の額は、この表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額をそれぞれ加算した額とする。
- 三 基本水量とは、一日の最大給水能力を基礎として給水対象ごとに管理者が定める水量をいう。
- 四 年間給水量（当該年度における給水量をいう。）が年間責任水量（当該年度における一日の最大給水量として管理者が給水対象ごとに定める水量に管理者が定める率を乗じ、これに当該年度の日数を乗じて算定した水量をいう。以下同じ。）に満たない場合には、使用料金の額の欄に規定する額に年間責任水量を乗じて得た金額を当該年度に係る使用料金とする。

別表第二（第六条関係）（昭五〇条例三・昭五一条例四一・昭五二条例二一・一部改正、

昭五四条例二五・旧別表第一線下、昭五五条例三・昭五六条例一五・昭五七条例三
 ○・昭五九条例三二・昭六二条例六・平元条例七・平四条例一三・平五条例七・平
 七条例一・平八条例六・平九条例一・平一三条例五・平一四条例二・平一七条
 例七・一部改正）

工業用水道料金

種類	基本料金の額 基本水量一立 方メートルに つき	超過料金の額 超過水量一立 方メートルに つき	量水器使用 料金の額
施設			
仙塩工業用水道	五四円	一〇八円	適正な原価を基 礎として管理者 が定めた額
仙台圏工業用水道	二三円	四六円	
仙台北部工業用水道	五九円	一一八円	

備考

- 一 基本料金の額及び超過料金の額は、この表に定める額（第五号に掲げる場合にあつては、同号の規定により算出した額）に消費税及び地方消費税に相当する額をそれぞれ加算した額とする。
- 二 基本水量とは、一日のうち最大に使用するものと見込まれる一時間の水量（以下「時間当たり給水量」という。）を二十四時間均等に給水するものとして管理者が定めた一日の給水量をいう。
- 三 超過水量とは、基本水量が三百立方メートルを超える場合にあっては時間当たり給水量を超えて使用した水量のうち当該超えた部分の水量が最大となつた一時間当たりの当該水量（以下「時間当たり超過水量」という。）を二十四時間均等に使用したものととして算定した水量をいい、基本水量が

三百立方メートル以下の場合にあつては一月に使用した水量のうち当該基本水量に当該月の日数を乗じて算定した水量を超えた部分の水量をいう。

四 次に掲げる要件のすべてを満たす場合には、超過料金は徴収しない。

イ 時間当たり給水量を超えて使用した時間が一日につき二時間以内であること。

ロ 一日の使用水量が基本水量以内であること。

ハ 時間当たり超過水量が時間当たり給水量の百分の五以内であること。

五 仙台北部工業用水道の基本料金の額及び超過料金の額については、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第十一条第一項第四号に規定する浄水施設で浄化した工業用水を使用する場合は、この表に定める額に、基本料金の額にあつては二十円を、超過料金の額にあつては四十円を加算した額とする。

附 則（昭和五〇年条例第三号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

（給水の開始時期）

2 前項の規定にかかわらず、仙台北部工業用水道に係る給水は、規則で定める日から開始する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日の前日までの水道事業の施設の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和五一年条例第四一号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、昭和五十一年八月一日から施行する。

附 則（昭和五一年条例第四三号）

この条例は、仙南・仙塩広域水道に係る厚生大臣の認可があつた日から施行する。ただし、第三条第四項及び第十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五二年条例第二一号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和五十二年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までの仙塩工業用水道の施設の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和五四年条例第三号）

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和五四年規則第三二号で昭和五四年六月一日から施行）

附 則（昭和五四年条例第二五号）

改正 昭和五七年二月二五日条例第三〇号・昭和五九年二月二五日条例第三二号

（施行期日）

1 この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から昭和六十一年三月三十一日までの間における大崎広域水道の利用に係るこの条例による改正後の公営企業の設置等に関する条例別表第一の規定の適用については、同表中「九九〇円」とあるのは「七八〇円」と、「七二円」とあるのは「五一円」とする。

（昭五七条例三〇・昭五九条例三二・一部改正）

附 則（昭和五五年条例第三号）

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年条例第一五号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和五十六年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日前に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第四項の規定による行政財産の目的外使用の許可を受けた場合における当該許可の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

8 施行日の前日までの仙塩工業用水道の施設の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和五七年条例第二号）

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和五七年規則第三三号で昭和五七年五月一日から施行）

附 則（昭和五七年条例第三〇号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までの大崎広域水道及び仙台圏工業用水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十九年条例第三二号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までの仙塩工業用水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年条例第二四号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第三備考第四号の改正規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和六一年規則第六二号で昭和六一年一二月一日から施行)

附 則 (昭和六二年条例第六号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年条例第二二号)

この条例は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年条例第一号)

この条例は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年条例第一六号)

この条例は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成元年条例第五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年条例第七号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前からの継続した水道用水又は工業用水の供給で、施行日から平成元年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年条例第三四号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までの大崎広域水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成二年条例第一六号)

この条例中、第一条の規定は平成二年九月一日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。

(平成二年規則第六四号で平成二年二月一日から施行)

附 則 (平成四年条例第一三号)

(施行期日)

1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までの仙塩工業用水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年条例第七号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に許可を受けた行為又は使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 5 施行日の前日までの仙台北部工業用水道の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成五年条例第三〇号）抄

(施行規則)

- 1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までの仙南・仙塩広域水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成六年条例第六号）

- この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年条例第二四号）

- この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成六年規則第一二〇号で平成六年一〇月一日から施行）

附 則（平成六年条例第三六号）

- この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成七年規則第二号で平成七年二月一日から施行）

附 則（平成七年条例第一一号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までの仙塩工業用水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成七年条例第三九号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までの大崎広域水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成八年条例第六号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までの仙台北部工業用水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成九年条例第一一号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続した水道用水又は工業用水の供給で、施行日から平成九年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年条例第四号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までの大崎広域水道及び仙南・仙塩広域水道の利用に係る料金の額については、なお、従前の例による。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の

例による。

附 則（平成一三年条例第五号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までの工業用水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年条例第五〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年条例第二号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までの仙塩工業用水道の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年条例第五九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年条例第五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年条例第一六号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第七号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（同表備考に係る部分に限る。）及び別表第二の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までの大崎広域水道及び仙南・仙塩広域水道の

利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年条例第三七号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第九二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年条例第一七〇号）

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則（平成一八年条例第一九号）

この条例は、平成十八年三月三十一日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第二号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年条例第五九号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までの水道用水供給事業の施設の利用に係る料金のうち使用料金の額については、なお従前の例による。